

「住宅団地再生」連絡会議の運営について

（設置の目的）

第1 「住宅団地再生」連絡会議は、大都市・地方中心都市の郊外の住宅団地の将来の課題に対応するための再生・転換方策について、地方公共団体や民間事業者等の関係者が調査、意見交換等を行うことを目的として設置します。

（活動）

第2 本会議は、第1の目的を達成するため次の活動を行います。

- （1）住宅団地再生に関する調査研究
- （2）構成員間での情報共有・意見交換
- （3）住宅団地再生のための施策の普及・促進
- （4）その他目的達成のため必要な事項

（構成員）

第3 本会議は、住宅団地の再生について関心の高い地方公共団体、民間団体・企業等の構成員により組織します。

（役員）

第4 本会議に次の役員を置きます。会長は会議を代表し、副会長は会長を補佐することとします。

- （1）会長 1団体
- （2）副会長 1団体
- 2 会長は、構成員の中から互選します。
- 3 副会長は、構成員の中から会長が指名します。

（ワーキンググループ等）

第5 本会議に、必要があると認めるときは、ワーキンググループ等を設置することができます。

- 2 ワーキンググループ等の実施状況については、連絡会議に適宜報告を行うものとします。

（事務局）

第6 連絡会議の事務局は、国土交通省、独立行政法人住宅金融支援機構及び一般財団法人住宅生産振興財団とします。

（雑則）

第7 上記のほか必要な事項は、会長が定めます。